

(証券コード 2139)  
2022年6月9日

株 主 各 位

岐阜県岐阜市東興町27番地

株式会社 **中広**

代表取締役社長 中島 永次

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 岐阜県岐阜市東興町27番地  
当社本社5階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ ご来場いただきました株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

## 株主総会招集手続きに関するその他の事項

### 1. ウェブ開示について

次の事項は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本通知書には記載しておりません。

- ・事業報告の「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらのウェブ開示事項は、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

### 2. ウェブ修正について

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類において、修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.chuco.co.jp>

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）は、新型コロナウイルス感染症の世界的な猛威が二年目となり感染規模も一段と拡大する一方、ワクチン接種やウイルスの変異などで重症化リスクが一部低減し、人の移動や集会への規制が緩和されるなど、感染拡大防止措置と経済活動の段階的な再開が、順次及び同時に進行する一年となりました。このような状況のもと、当社グループは、社是「人が命、人が宝、人が財産」に基づき、「コロナ禍を理由とした人員削減は、絶対に行わない」というコロナ禍一年目の経営の決意を固持し、関係者や従業員の安全に留意しつつ、全社グループ一丸となって業績回復に努めました。

広告業界においては、世界各国でプラットフォームによるビッグデータや広告費の寡占、およびトラッキングによる個人データの過度な収集とターゲティング広告での活用などが問題視されつつも、日本では「(2021年の) インターネット広告費(約2兆7千億円)が、マスコミ四媒体広告費を初めて上回る」、「(インターネット広告媒体費の一部の) マスコミ四媒体由来のデジタル広告費が、初めて1,000億円を超える」(電通調べ)など、デジタル化の潮流が勢いを増しています。当社グループが事業を展開するフリーメディア(フリーペーパー/フリーマガジン)のセグメントは、リアルな媒体(紙)をリアルに配布(ポスティング)するため、原材料費、印刷・製作費、配布費が必要であり、特に中小規模の事業主が主な広告主/スポンサーとなる地域広告では、メディアとしての将来性・収益性を疑問視する風潮も一部ありました。しかし、当社グループがコロナ禍の2年間で再確認したことは、自社メディアの意義を信じ、「地域の世帯に元気の出る情報をお届けする」ことに愚直であり続ければ、読者から、そして広告主からも必ず支持を頂ける、ということです。コロナ禍・デジタル化だから人員削減・省力化ではなく、コロナ禍だからこそ当社理念、当社事業の意義、当社メディアの価値や商品性、広告主や地方自治体等の持つ課題などについて、全社員が常に認識を一にし、地方経済の再起動にかかるソリューション提案を行う準備・態勢を整え、実施いたしました。その結果、当社グループの主力商品であり、VC加盟社(※)とともに全国展開をしているハッピーメディア®『地域みっちゃく生活情報誌®』(以下、地域フリーマガジン)は、2021年6月、株式会社関西ぱどと資

本業務提携を行い、同社のV C加盟により、短期的な経営目標であった月間発行部数 1,000万部を達成いたしました。

一方で、紙媒体やリアルな配布に固執することなく、特にレスポンスのこだわりや利便性の向上を趣旨として、「紙媒体とインターネットの共創」による自社メディア価値の向上に取り組みました。具体的には、今年度の経営テーマを「地域にDX化を！」と定め、スマホ等で利用できるクーポンアプリ「フリモ」(以下、「フリモ」アプリという。)の運用や、求人広告「まちJOB」などの機能拡充、および、全国選りすぐりの商品を簡便に取り寄せできる「フリモール」開設など、地域フリーマガジンとインターネットのコラボレーション/ハイブリッド化をすすめました。また、販促にかかる広告提案以外に、コロナ禍への対策や営業活動の制限などで経営課題を抱える事業主向けに、効率的な業務や経費削減に資するDX商材の提供にも積極的に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,060,764千円(前年同期比7.8%増)となりました。利益面では、期初に見込んだ上半期の黒字化は果たせなかったものの、通年での売上高の回復と原価管理による売上総利益率の改善、および販売費及び一般管理費の抑制により、下半期においては、上半期の営業損失額(60,974千円)を上回る、142,930千円の営業利益を計上したことから、当連結会計年度の営業利益は81,956千円(前年同期は292,349千円の営業損失)となり、経常利益は、持分法による投資利益の計上等により120,670千円(前年同期は274,404千円の経常損失)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は101,243千円(前年同期は367,912千円の同純損失)となりました。

※ V C契約とは

Voluntary Chain (ボランタリー・チェーン) 契約。お互いの自由度を認めながら各戸配布型の無料情報誌をハッピーメディア®「地域みっちゃく生活情報誌®」ブランドで発行します。この契約により、当社はV C加盟契約先企業より、商標使用料及び編集サイト (C-side) の使用料を得ております。V C契約を推進する目的は、当社のフリーマガジンの考え方(地域みっちゃく・厳格な掲載基準・正確な配布部数)に賛同する企業とともにフリーマガジン事業を全国展開することで、地域経済の活性化に貢献するとともに、全国規模の広告インフラを迅速に整備することです。2022年3月末時点でV C加盟社は28社であり、V C加盟社による発行誌数は60誌、月間発行部数約578万部となっております。

メディア広告事業及びその他 (E C事業) の経営成績は次のとおりであります。  
〔メディア広告事業〕

メディア広告事業は、当社グループが自社メディアとして発行するハッピーメディア®の全国展開を図るため、地域フリーマガジンの発行拠点である編集室とセールスプロモーション部門が一体となって、全国56拠点で営業を展開しております。編集室では主に、地域フリーマガジンのほか、園児のいる家庭向け『ままここっ』や、学生向けの地元企業情報『Start!』など読者や世帯をターゲットし

た各種自社メディアの、企画・編集、広告営業及び発行を行っています。また、セールスプロモーション部門は、自社メディアの広域営業に加えて、地域フリーマガジン発行における地域情報やノウハウを活かした、マスメディアやネット広告等の各種媒体への広告出稿、印刷物などの販促ツールなどの企画製作、イベント・セミナーなどの集客、事業主の経営支援となるDX商材の提案提供、およびシティプロモーションなど、マーケティングにかかる各種ソリューションの提案や提供、及び運営支援を行っています。

主力である地域フリーマガジンの2022年3月末時点の状況（VC加盟を含む）は、29道府県（前年同期は28道県）、月間発行部数1,032万部（同873万部）となり、主な県の県内世帯到達率は、岐阜県89.8%、愛知県67.3%（うち名古屋市71.2%）、三重県81.0%、滋賀県76.6%、鳥取県69.4%となっております。

2021年4月に運用を開始した「フリモ」アプリは、「半額祭」をはじめとする地域フリーマガジンとの連動企画の実施により、上半期において10万件を超えるダウンロード数となり、2022年3月末時点では20万件を超えています。アプリ利用者にさらなる機能向上を図りつつ、アプリを通して得られるクーポン利用状況等の解析により、地域の広告主に対してより効果的な広告提案を実施してまいりました。

このような状況のもと、メディア広告事業における売上高は6,559,903千円（前年同期比8.9%増）となり、セグメント利益は418,178千円（前年同期比307.1%増）となりました。

〔その他〕

通信販売事業では、大型家具の売上が好調に推移しましたが、コロナ禍におけるステイホーム（巣ごもり）消費需要が落ち着き、主に家電の販売が減少しました。

このような状況のもと、その他（EC事業）の売上高は500,861千円（前年同期比5.3%減）となりましたが、その他の販売費及び一般管理費が減少し、セグメント利益は4,532千円（前年同期は30,991千円のセグメント損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による影響額については、当社ウェブサイトに掲載しております「第44回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」の連結注記表「会計方針の変更に関する注記」に記載しましたとおりです。

（注）発行部数、県内世帯到達率、ダウンロード件数は2022年3月末現在

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「地域経済への貢献」という理念に基づき、1994年のフリーメディア事業開始以降、全国のご家庭に、地域の生活情報が満載の安心安全なフリーメディアをお届けすることを経営目標としています。フリーメディア事業における主力商品の「地域みっちゃく生活情報誌®」は、2012年のVC事業開始もあり、29道府県／134誌／月間発行部数1,000万部以上を誇る、国内では比類のないポスティング型フリーマガジンとなっており、今後とも、直営およびVC加盟社における発行エリアの全国展開をすすめてまいります。

なお、2022年4月の東京証券取引所の市場区分変更において、当社は、2021年6月末の基準日時点の上場基準にかかる自社の数値に準じて、スタンダード市場への上場を選択いたしました。上場基準が高いプライム市場の数値基準を可能な限り早期に達成することが、業績や市場評価にかかる中期的な数値目標と認識しております。

当社グループは、次期（45期）テーマ「DX時代を駆け抜ける！」のもと、お得なクーポンアプリ「フリモ」の情報量や利便性の向上、求人情報「まちJOB」や全国各地の特選お取り寄せ「フリモール」の強化など、ポスティング型紙媒体とWebの共創による自社メディア価値の向上に加えて、官公庁営業の強化による行政との地域課題解決にかかる諸施策の協働や、地域広告主の経営課題解決に資する「DX商材」の充実などを図り、地域経済の活性化や課題解決を通じた当社グループの収益力の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 2019年3月期	第 42 期 2020年3月期	第 43 期 2021年3月期	第 44 期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	7,133,334 千円	6,936,706 千円	6,551,231 千円	7,060,764 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	— 千円	— 千円	△367,912 千円	101,243 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	265,554 千円	△19,060 千円	— 千円	— 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	39.05 円	△2.80 円	△54.10 円	14.89 円
総 資 産	4,096,339 千円	3,561,757 千円	3,861,351 千円	3,979,448 千円
純 資 産	2,231,205 千円	2,025,040 千円	1,716,897 千円	1,772,870 千円

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
2. 第43期より連結計算書類を作成しているため、第42期以前の各数値については単体の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社アド通信社西部本社	32,000千円	100%	広告業

### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、『ハッピーメディア®』の発行・運用とセールスプロモーションを中心としたメディア広告事業を主な事業内容としており、その他EC事業としてインターネット通信販売サイトを運営しております。

区分	事 業 内 容
メディア広告事業	『地域みっちゃく生活情報誌®』、『ままここと®』、『住もーね』、『Start! [スタート!]'』等、ハッピーメディア®の発行 スマートフォン向け近所クーポンアプリ「フリモ」、求人情報「まちJOB」、ご当地の逸品おとりよせサイト「フリモール」等のインターネット媒体の運営 広告戦略・広告計画の立案、自社メディア・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット・屋外広告等の広告媒体取扱、広告制作及びセールスプロモーション、DX化提案営業等の経営ソリューション商材の販売等 研修・講演会・コンサート・シンポジウム・セミナーの企画・運営
そ の 他	各種インターネット通信販売サイトの運営

## (8) 企業集団の主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

## ① 当社

## 本 社

岐 阜 本 社	岐阜県岐阜市東興町27番地
名 古 屋 本 社	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋24階

## 営業所

岐阜支社	岐阜県	GiFUTO編集室 (岐阜市)、はしまる編集室 (羽島市)、SARUBOBO編集室 (高山市)、Wao!Club・mintoup編集室 (大垣市)、GUJOプラス編集室 (郡上市)、たんどんくらぶ編集室 (各務原市)、きららくらぶ編集室 (関市)、かにさんくらぶ編集室 (可児市)、おりべくらぶ編集室 (多治見市)、らせるくらぶ編集室 (土岐市)、maika club編集室 (中津川市)
	長野県	Yuika編集室 (飯田市)
名古屋支社	愛知県	名古屋フリモ中村・中川・港区版編集室 (名古屋市中川区)、名古屋フリモ守山・名東版編集室 (名古屋守山区)、名古屋フリモ西区・北区・中央版編集室・セールスプロモーション部 (名古屋市中村区)、名古屋フリモ天白・緑区・南区版編集室 (名古屋市緑区)
愛知支社	愛知県	アサヒトセト・ひまわりくらぶ編集室 (尾張旭市)、ゆいまるくらぶ・さんごくらぶ・かなうくらぶ編集室 (愛知郡東郷町)、Cocon club・ちるるくらぶ・北知多フリモ・西尾フリモ・安城フリモ編集室 (知多郡東浦町)、リプル倶楽部編集室 (犬山市)
三重支社	三重県	ぼろんくらぶ編集室 (桑名市)、Bellve club編集室 (鈴鹿市)、よっかいちai編集室 (四日市市)、つうび〜す編集室 (津市)、ふぁみんぐくらぶ編集室 (松阪市)、イセラクラブ編集室 (伊勢市)、リーガクラブ編集室 (名張市)、からっと倶楽部編集室 (尾鷲市)、さみっとくらぶ編集室 (志摩市)
	奈良県	かしるくらぶ編集室 (橿原市)
滋賀支社	滋賀県	ぼてじゃこ倶楽部編集室 (長浜市)、こんさくらぶ編集室 (彦根市)、オウティクラブ編集室 (近江八幡市)、びわこと編集室 (大津市)、湖南フリモ・甲賀フリモ編集室・滋賀/福井広域営業部 (栗東市)
	福井県	嶺北フリモ編集室 (福井市)、さらめさくらぶ編集室 (敦賀市)
VC事業部	北海道	SORA編集室 (滝川市)
	宮城県	とみいず! 編集室 (仙台市泉区)、なうてい! 編集室 (名取市)、ささっぺ! 編集室 (大崎市)
	群馬県	高崎フリモ・前橋フリモ編集室・広域営業部 (高崎市)、玉村フリモ・伊勢崎フリモ・太田フリモ編集室 (伊勢崎市)、桐生みどりフリモ編集室 (桐生市)
	埼玉県	クッキーズ・とねじん編集室 (久喜市)、あげいる編集室 (上尾市)
	和歌山県	まいなゃが編集室 (岩出市)
	鳥取県	つばさ編集室 (鳥取市)、くららくらぶ編集室 (倉吉市)、こはくくらぶ編集室 (米子市)
	福岡県	マイタウン西新・姪浜編集室 (福岡市)、マイタウン伊都編集室 (糸島市)
	岐阜県	VC営業部 (岐阜市)



イノベーション 事業部	東京都	東京支社（港区）
	岐阜県	岐阜ブロック・イベントセミナー部（岐阜市）
	三重県	三重ブロック（四日市市）
	滋賀県	関西ブロック（大津市）
	奈良県	奈良・和歌山ブロック（橿原市）
EC事業部	岐阜県	EC部（大垣市）、デジタルマーケティング部（岐阜市）

② 子会社

株式会社アド通信社西部本社	本 社	福岡県北九州市
	営業所	北九州営業部（福岡県北九州市） 福岡支社（福岡県福岡市） むなふ・おるね編集室（福岡県宗像市） 月刊TOSS編集室（佐賀県鳥栖市）

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
369名	△5名

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。  
2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度における年間平均雇用人員（84名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
岐阜信用金庫	387,020 千円
ぎふ農業協同組合	183,504
岐阜県信用農業協同組合連合会	179,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 6,800,025株 (自己株式243,975株を除く。)  
(3) 株 主 数 7,828名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 オ リ ベ 興 産	1,622,000株	23.8%
後 藤 一 俊	1,438,000	21.1
岐 阜 信 用 金 庫	334,000	4.9
中 広 従 業 員 持 株 会	255,700	3.7
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	246,500	3.6
中 島 永 次	196,000	2.8
株式会社トーヨーキッチンスタイル	180,500	2.6
服 部 正 孝	170,000	2.4
松 田 隆	110,000	1.6
ハット・ユナイテッド株式会社	106,200	1.5

(注) 持株比率は、自己株式(243,975株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
後藤 一俊	代表取締役会長	(一社)日本地域広告会社協会 (JLAA) 理事長 株式会社アド通信社西部本社代表取締役会長
中島 永次	代表取締役社長	
大島 斉	常務取締役 (営業本部長)	株式会社関西ぽど取締役
倉橋 誠一郎	取締役 (管理本部長)	
渡邊 泰宏	取締役	兵庫県立大学教授 関信用金庫監事
三田村 晴予	常勤監査役	
三井 栄	監査役	岐阜大学社会システム経営学環/地域科学部教授
安田 和広	監査役	堀法律事務所

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第43回定時株主総会において、渡邊 泰宏氏が取締役に、三田村 晴予氏及び安田 和広氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、高松明氏は取締役に、二村敏之氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
3. 2021年7月31日付で、常勤監査役木村 雅史氏 (重要な兼職：株式会社アド通信社西部本社監査役) は一身上の都合により辞任いたしました。
4. 取締役渡邊 泰宏氏は、社外取締役です。
5. 監査役三井 栄氏及び監査役安田 和広氏は、社外監査役です。
6. 監査役三井 栄氏は計量経済分析に関する高い見識を有する大学教授として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

###### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2012年6月20日開催の当社第34回定時株主総会において、取締役の報酬を年額2億円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬を年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名で監査役の員数は4名です。

###### ② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、2020年6月26日開催の第42回定時株主総会後同日開催の取締役会において決定した報酬の総額と個人別の配分方針により、代表取締役会長 後藤一俊に一任し決定しております。同氏に権限を委任した理由は、長年経営陣のトップに就任しており全ての取締役にに対し客観的な評価を下すことができると判断したためであります。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	71,249 ( 3,934)	71,249 ( 3,934)	— ( —)	— ( —)	6 ( 2)
監査役 (うち社外監査役)	12,225 ( 6,095)	12,225 ( 6,095)	— ( —)	— ( —)	6 ( 3)

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役渡邊 泰宏は、兵庫県立大学の教授であり関信用金庫の監事です。なお、兼務先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役三井 栄は、岐阜大学社会システム経営学環／地域科学部の教授です。なお、兼務先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役安田 和広は、弁護士であり堀法律事務所に所属しております。なお、兼務先と当社との間には、特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
渡邊 泰宏	社外取締役	社外監査役就任期間を含め、当事業年度に開催した取締役会20回のうち全てに、また、社外監査役就任期間中に開催の監査役会4回のうち全てに出席し、主に大学教授及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
三井 栄	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会20回のうち全てに、また、監査役会13回のうち全てに出席し、主に計量経済分析に関する高い見識を有する大学教授としての専門的見地から適宜発言を行っております。
安田 和広	社外監査役	2021年6月の就任後、14回開催した取締役会のうち全てに、また、就任後開催の監査役会9回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は法令が定める額または360万円のいずれか高い額、社外監査役は法令が定める額または240万円のいずれか高い額としております。

### (4) 会社役員が締結している補償契約に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。

当該契約の被保険者は当社及び取締役・監査役・執行役員などの管理監督的立場にある従業員であり、すべての被保険者にかかる保険料を全額当社が負担しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,702,435</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,724,352</b> |
| 現金及び預金          | 1,722,655        | 支払手形及び買掛金       | 657,997          |
| 受取手形及び売掛金       | 842,014          | 短期借入金           | 560,000          |
| 棚卸資産            | 15,391           | 1年内返済予定長期借入金    | 118,805          |
| その他の流動資産        | 125,622          | リース債務           | 3,504            |
| 貸倒引当金           | △3,250           | 未払法人税等          | 38,437           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,277,013</b> | 賞与引当金           | 78,269           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>623,103</b>   | その他の流動負債        | 267,339          |
| 建物及び構築物         | 213,118          | <b>固定負債</b>     | <b>482,226</b>   |
| 土地              | 398,950          | 長期借入金           | 458,669          |
| リース資産           | 5,889            | リース債務           | 2,902            |
| その他の有形固定資産      | 5,144            | 退職給付に係る負債       | 10,962           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>98,250</b>    | その他の固定負債        | 9,691            |
| のれん             | 33,487           | <b>負債合計</b>     | <b>2,206,578</b> |
| その他の無形固定資産      | 64,763           | <b>純資産の部</b>    |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>555,660</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>1,778,565</b> |
| 投資有価証券          | 103,926          | 資本金             | 404,300          |
| 関係会社株式          | 121,078          | 資本剰余金           | 94,800           |
| 差入保証金           | 202,773          | 利益剰余金           | 1,295,290        |
| 繰延税金資産          | 89,939           | 自己株式            | △15,824          |
| その他の投資等         | 74,518           | その他の包括利益累計額     | △5,695           |
| 貸倒引当金           | △36,575          | その他有価証券評価差額金    | △5,695           |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,979,448</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>1,772,870</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,979,448</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売 上 高           |        | 7,060,764 |
| 売 上 原 価         |        | 4,009,865 |
| 売 上 総 利 益       |        | 3,050,899 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 2,968,942 |
| 営 業 利 益         |        | 81,956    |
| 営 業 外 収 益       |        |           |
| 受 取 利 息         | 212    |           |
| 受 取 配 当 金       | 1,060  |           |
| 持分法による投資利益      | 26,484 |           |
| 受 取 賃 貸 料       | 14,195 |           |
| そ の 他           | 7,702  | 49,654    |
| 営 業 外 費 用       |        |           |
| 支 払 利 息         | 3,632  |           |
| 支 払 手 数 料       | 3,303  |           |
| 車 両 事 故 損 失     | 2,950  |           |
| そ の 他           | 1,052  | 10,939    |
| 経 常 利 益         |        | 120,670   |
| 特 別 利 益         |        |           |
| 投資有価証券売却益       | 3,814  | 3,814     |
| 特 別 損 失         |        |           |
| 固定資産除却損         | 192    | 192       |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 124,292   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 26,706 |           |
| 法人税等調整額         | △3,657 | 23,048    |
| 当 期 純 利 益       |        | 101,243   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 101,243   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,555,393</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,603,901</b> |
| 現金及び預金          | 1,644,726        | 買掛金             | 556,564          |
| 受取手形            | 133              | 短期借入金           | 560,000          |
| 売掛金             | 774,191          | 1年内返済予定長期借入金    | 116,395          |
| 棚卸資産            | 15,372           | リース債務           | 3,504            |
| 前払費用            | 27,027           | 未払金             | 50,883           |
| その他の流動資産        | 96,782           | 未払費用            | 79,798           |
| 貸倒引当金           | △2,840           | 未払法人税等          | 34,866           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,220,567</b> | 前受金             | 37,548           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>623,103</b>   | 預り金             | 30,918           |
| 建築物             | 209,663          | 賞与引当金           | 75,083           |
| 構築物             | 3,454            | その他の流動負債        | 58,339           |
| 工具器具備品          | 5,144            | <b>固定負債</b>     | <b>443,674</b>   |
| 土地              | 398,950          | 長期借入金           | 431,079          |
| リース資産           | 5,889            | リース債務           | 2,902            |
| その他の有形固定資産      | 0                | その他の固定負債        | 9,691            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>61,864</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>2,047,575</b> |
| ソフトウェア          | 50,043           | <b>純資産の部</b>    |                  |
| その他の無形固定資産      | 11,821           | <b>株主資本</b>     | <b>1,734,080</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>535,599</b>   | 資本金             | 404,300          |
| 投資有価証券          | 103,926          | 資本剰余金           | 94,800           |
| 関係会社株式          | 132,524          | 資本準備金           | 94,800           |
| 差入保証金           | 171,424          | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,250,804</b> |
| 繰延税金資産          | 89,939           | 利益準備金           | 21,000           |
| その他の投資等         | 74,359           | その他利益剰余金        | 1,229,804        |
| 貸倒引当金           | △36,575          | 繰越利益剰余金         | 1,229,804        |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,775,960</b> | <b>自己株式</b>     | <b>△15,824</b>   |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | △5,695           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | △5,695           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,728,385</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,775,960</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    | 金 額       |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 6,484,139 |
| 売 上 原 価               |        | 3,556,857 |
| 売 上 総 利 益             |        | 2,927,281 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 2,857,351 |
| 営 業 利 益               |        | 69,930    |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 227    |           |
| 受 取 配 当 金             | 1,060  |           |
| 受 取 事 務 手 数 料         | 2,871  |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 14,195 |           |
| そ の 他                 | 4,161  | 22,516    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 3,410  |           |
| 支 払 手 数 料             | 2,623  |           |
| 車 両 事 故 損 失           | 2,950  |           |
| そ の 他                 | 952    | 9,937     |
| 経 常 利 益               |        | 82,508    |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 3,814  | 3,814     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 192    | 192       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 86,129    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 22,371 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △3,657 | 18,713    |
| 当 期 純 利 益             |        | 67,416    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社中広  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

公認会計士 加藤 浩 幸

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 大橋 敦 司

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中広の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中広及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社中広  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 加藤 浩 幸

公認会計士 大橋 敦 司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中広の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、2021年7月31日をもって、監査役木村雅史は辞任により退任いたしました。が、監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、「監査上の主要な検討事項 (KAM)への対応」及び「働き方改革、時間外労働削減と有給休暇5日間取得」を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しつつ監査を実施し、当初の監査計画を実行しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社の取締役会等において子会社の取締役から事業の報告を受け、また、面談による監査を実施し必要に応じて説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、KAMとなる可能性のある事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告と説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社 中 広 監査役会

常勤監査役 三田村 晴予 ㊟

社外監査役 三 井 栄 ㊟

社外監査役 安 田 和 広 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本方針としております。このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金5円（普通配当5円）  
総額34,000,125円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即して事業内容をより明確化するとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）の変更を行うものです。
- (2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害等の大規模災害や、社会のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第12条の変更を行うものです。なお、本定款変更に関しては、本株主総会での決議に加え、当社が省令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを条件とします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第18条）は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (4) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨を追加するものです。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 変 更 前 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的)<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供</li> <li>2. フランチャイズシステムによる生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供</li> <li>3. 前号に伴う加盟店への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び加盟店募集</li> <li>4. 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得・利用・開発及び管理、使用許諾及び販売に関する業務</li> <li>5. 広告代理店業</li> <li>6. 印刷及び出版に関する業務</li> <li>7. 音楽、演芸、演劇、スポーツ等の興行の請負及び仲介、斡旋業務</li> <li>8. 損害保険代理業</li> <li>9. 労働者派遣事業</li> <li>10. ニュースメディアに関するコンピューターソフトの開発及び販売</li> <li>11. 通信販売業</li> <li>12. 放送法による委託放送事業及び受託放送事業</li> <li>13. <u>テレビ、インターネット、ファクシミリ、電話等による通信販売</u></li> <li>14. <u>新聞、雑誌、ダイレクトメール、折込みチラシ等による通信販売</u></li> <li>15. <u>電話による商品紹介、アンケート調査及び電話注文の受付代行</u></li> <li>16. 通信販売商品の卸売</li> <li>17. 配送業務<br/>(新設)<br/>(新設)</li> <li>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol> <p>第12条 (株主総会の招集)<br/>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。<br/>(新設)</p> | <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的)<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>(1. ～9. 現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. コンピューターソフトの開発及び販売</li> <li>(11. ～12. 現行どおり)</li> <li>(削除)</li> <li>(削除)</li> <li>13. <u>電話・インターネットによる商品紹介、アンケート調査及び注文の受付代行</u></li> <li>14. 通信販売商品の卸売</li> <li>15. 配送業務</li> <li>16. 古物営業法に基づく古物商</li> <li>17. <u>地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の運営受託に関する業務</u></li> <li>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol> <p>第12条 (株主総会の招集)<br/>(現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></li> </ol> |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

| 変 更 前 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第13条～第17条（条文省略）</p> <p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br/> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第19条～第21条（条文省略）</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）<br/> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br/> 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条～第44条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> | <p>第13条～第17条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>第18条（株主総会資料の電子提供）<br/> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）<br/> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br/> 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条～第44条（現行どおり）</p> <p>（附則）<br/> <u>（株主総会の招集に関する経過措置）</u><br/> 第12条（株主総会の招集）第2項の新設は、<u>当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後これを削除する。</u></p> |

| 変更前定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)  | <p>(株主総会資料の電子提供等に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(株主総会資料の電子提供)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</li> <li>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol> |

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

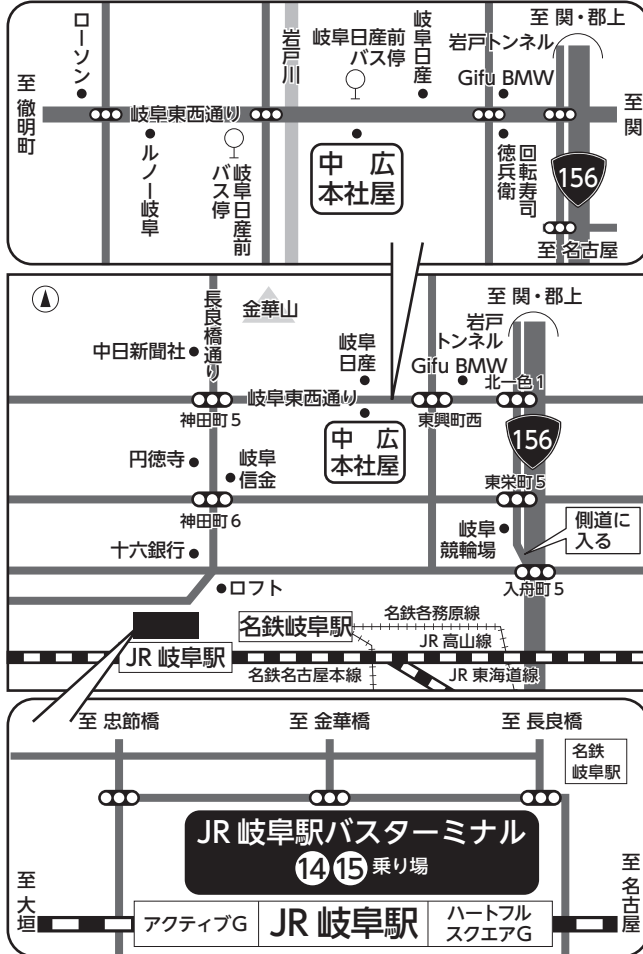
監査報告書

株主総会参考書類

# 株主総会会場ご案内図

<会場> 当社本社屋 5階会議室

岐阜県岐阜市東興町27番地 TEL.<058>247-2511(代)



■ 駐車場が少ないため公共交通機関をご利用の上お越しください。

【交通機関のご案内】 JR 岐阜駅バスターミナルより

- 14 番乗り場 / B65・B74・B81・B83・B87 路線に乗り 岐東日産前にて下車 徒歩1分
- 15 番乗り場 / B32・B52・B53・B55・B56・B57・B58・B59 路線に乗り 岐東日産前にて下車 徒歩1分

